経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

◎調達機関番号　817　◎所在地番号　08

１　改正された規則の名称等　政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続規程

（https://www.jaea.go.jp/for_company/supply/seifuchoutatsu/　参照）

２　この公表に関する問合わせ先

（部署名）契約部契約調整課

（電話番号）029―282―4079

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

独立行政法人国立文化財機構

◎調達機関番号　609　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等　独立行政法人国立文化財機構会計規程の特例を定める規程

（https://www.nich.go.jp/wp/wp-content/uploads/2019/01/3-02.pdf　参照）

２　この公表に関する問合わせ先　独立行政法人国立文化財機構本部事務局財務課

電話03―3822―2439

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

独立行政法人労働政策研究・研修機構

◎調達機関番号　582　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等　政府調達に関する協定その他の国際約束にかかる物品等又は特定役務の調達手続規程

２　この公表に関する問合わせ先　独立行政法人労働政策研究・研修機構　総務部会計課　電話03―5903―6233

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

消防団員等公務災害補償等共済基金

◎調達機関番号　244　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等

消防団員等公務災害補償等共済基金会計規程の特例を定める規程

（http://www.syouboukikin.jp/pdfs/kaikeitokurei.pdf　参照）

２　この公表に関する問合わせ先

消防団員等公務災害補償等共済基金　会計課

電話03―6268―8910

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

◎調達機関番号　610　◎所在地番号　11

１　改正された規則の名称等

政府調達に関する協定その他の国際約束に係る物品等又は特定役務の調達手続に関する独立行政法人農林水産消費安全技術センター会計規程

（http://www.famic.go.jp/public_information/sonota/index.html参照）

２　この公表に関する問合せ先

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

総務部管財課

ＴＥＬ050―3797―1835

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

独立行政法人中小企業基盤整備機構

◎調達機関番号　598　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等

政府調達事務取扱要領

（http://www.smrj.go.jp/doc/org/1305-seifuchotatsu.pdf　参照）

２　この公表に関する問い合わせ先

独立行政法人中小企業基盤整備機構財務部

調達・管理課　電話03―5470―1507

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

日本アルコール産業株式会社

◎調達機関番号　423　◎所在地番号　13

１　改正された規則の名称等

日本アルコール産業株式会社物品等又は特定役務の調達手続に関する規則

（http://www.j-alco.com/qualification/参照）

２　この公表に関する問合わせ先

日本アルコール産業株式会社企画管理本部総務部総務グループ　電話03―5641―5255

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

独立行政法人奄美群島振興開発基金

◎調達機関番号　600　◎所在地番号　46

１　改正された規則の名称等

物品又は役務の調達手続に関する独立行政法人奄美群島振興開発基金会計規程

（http://www.amami.go.jp/joho-teikyo/seihutyotatu.html　参照）

２　この公表に関する問合わせ先

独立行政法人奄美群島振興開発基金　総務企画課

ＴＥＬ0997―52―4511

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012年３月30日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書第６条第１項の規定に基づき、関係手続の改正を次のとおり公表する。

平成31年２月１日

独立行政法人

日本高速道路保有・債務返済機構

◎調達機関番号　602　◎所在地番号　14

１　改正された規則の名称等

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構政府調達に関する特例規程

（http://www.jehdra.go.jp/pdf/038.pdf　参照）

２　この公表に関する問合せ先

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

経理部経理課

電話045―228―5964

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定に基づく公表

経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（平成30年条約第15号）第10・１条により同協定第10章に組み込まれた政府調達に関する協定（平成７年条約第23号）第19条第１項及び2012